

# 総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

(令和5年8月25日)

# 自衛隊・海上保安庁の活動上のニーズ

自衛隊及び海上保安庁は、安全保障環境を踏まえ、必要な場合、以下のような活動を行う。このために、必要な空港・港湾等を整備し、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機が平時から円滑に利用できるようにすることが必要である。

## 【海上保安庁】

港湾施設等におけるテロ等の警戒、捜索救難・人命救助、国民保護等を実施。

## 【自衛隊】

- 航空優勢を確保し、我が国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止
- 状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開。また、国民保護を実施。

### 【参考：国家安全保障戦略の記述】

総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。

## 考え方

- **安全保障環境を踏まえた必要な対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、必要な空港・港湾等**について、民生利用とのデュアルユースを前提として、**自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機が利用できるように、整備又は既存事業の促進**を図る。
- 併せて、自衛隊・海上保安庁が、**平時から円滑に空港・港湾等の利用ができるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」**を設ける。
- 上記を満たす施設を、**特定重要拠点空港・港湾(仮称)**とする。

### 【整備】

- 空港の滑走路延長・エプロン整備や港湾の岸壁・航路の整備などを行う。
- 円滑な利用に関する枠組みを設けることにより、有事のみならず平時においても円滑な利用を確保する。

### 【既存事業の促進】

- 自衛隊・海上保安庁の早期かつ円滑な利用に資するよう、既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う。
- 円滑な利用に関する枠組みを設けることにより、有事のみならず平時においても円滑な利用を確保する。

